

平成27年度第1回山梨県個人情報保護審議会

次 第

日 時 平成27年6月9日（火）

午前10時30分～12時00分

場 所 恩賜林記念館特別会議室

1 開 会

2 課長あいさつ

3 議 事

(1) 山梨県個人情報保護審議会委員の任命書交付式

(2) 特定個人情報保護評価

（住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び
提供等に関する事務の第三者点検）

(3) その他

4 閉 会

特定個人情報保護評価について

特定個人情報保護評価とは

特定個人情報ファイル(個人番号をその内容に含む個人情報ファイル)を保有しようとする又は保有する国の行政機関や地方公共団体等が、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講ずることを宣言するもの。

評価の目的

- 番号制度に対する懸念(国家による個人情報の一元管理、特定個人情報の不正追跡・突合、財産その他の被害等)を踏まえた制度上の保護措置の一つ
- 事前対応による個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止及び国民・住民の信頼の確保を目的とする。

評価の対象

○特定個人情報保護評価の対象は、特定個人情報ファイルを取り扱う事務。

そのうち、特に重要な事務については、「全項目評価」(※1)として、パブリックコメント(※2)及び第三者点検(※3)の対象となる。ただし、職員の仕事、給与等に関する記録した特定個人情報ファイルのみを取り扱う事務、手作業処理用ファイル(紙ファイルなど)のみを取り扱う事務、対象人数の総数が1,000人未満の事務等については特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない。

- (※1) 山梨県における「全項目評価」対象は、現在、「住民基本台帳ネットワークシステム」及び「地方税徴収事務」の2件
- (※2) 上記2件のパブリックコメントについては、平成27年4月23日～5月22日の間で実施済み → いずれも、意見は提出されなかった。
- (※3) 本県においては、山梨県個人情報保護条例に基づき設置された「山梨県個人情報保護審議会」において行う。

評価の流れ

住民基本台帳ネットワークシステム(全項目評価)の例

しきい値調査(※4) → 担当課による保護評価書案の作成 → 私学文書課による内部点検 → 審問・答申(山梨県個人情報保護審議会) → 特定個人情報保護委員会へ提出(公表)

↑ パブリックコメント

※4:対象人数、取扱者数、重大事故の有無に基づき実施すべき特定個人情報保護評価の種類を判断

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
	住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

山梨県知事は、住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。

特記事項

- ・住民基本台帳ネットワークシステムにおいて、都道府県は、住民基本台帳法に基づき市区町村から住民の本人確認情報に関する通知を受け、都道府県サーバに都道府県知事保存本人確認情報として保有する。都道府県知事保存本人確認情報は、4情報(「氏名・住所・生年月日・性別」をいう。)、個人番号、住民票コード及びこれらの変更情報に限定される。
- ・住民基本台帳ネットワークシステムは専用回線を使用し、指定情報処理機関(地方公共団体情報システム機構)が管理するファイアウォールにより厳重な通信制御を行う等、厳格な不正アクセス対策を講じている。また、内部による不正利用の防止のため、システム操作者に住民基本台帳法に基づく守秘義務を課し、操作者及びアクセス権限を限定し、システムの操作履歴を保存する等の対策を講じている。
- ・都道府県サーバは全都道府県分を1カ所(集約センター)に集約し、その運用・監視を地方公共団体情報システム機構に委託している。

評価実施機関名

山梨県知事

特定個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

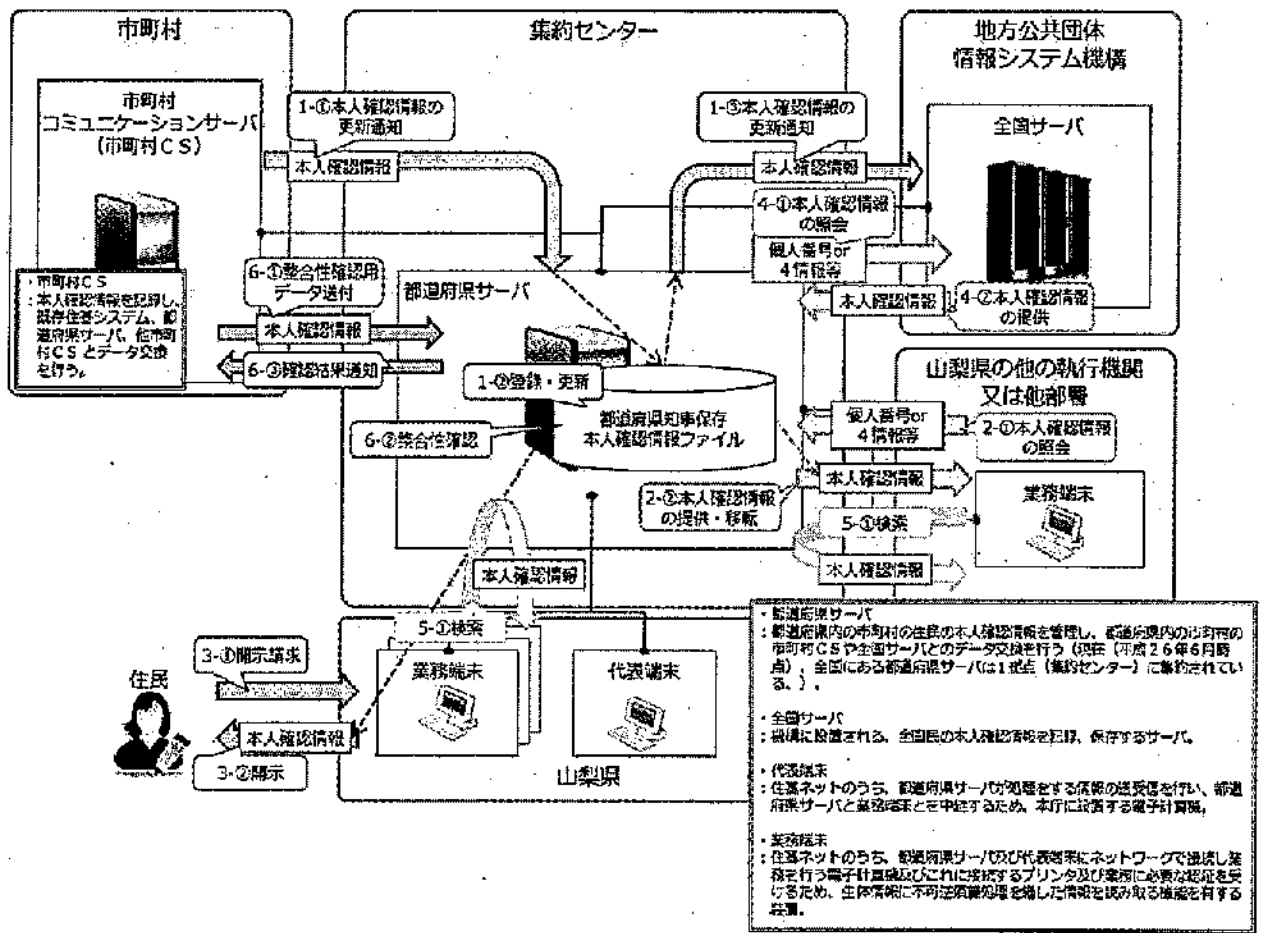
公表日

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

3. 特定個人情報ファイル名	
都道府県知事保存本人確認情報ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	<p>都道府県では、都道府県知事保存本人確認情報ファイルを、下記に記載のと通りの必要性から取り扱う。</p> <p>・都道府県知事保存確認情報ファイルは、転出入があった場合等にスムーズな住民情報の処理を行うため、また全国的な本人確認手段として、1つの市町村内にとどまらず、全地方公共団体で、本人確認情報を正確かつ統一的に記録・管理することを目的として、以下の用途に用いられる。</p> <p>①住民基本台帳ネットワークシステムを用いて市町村の区域を超えた住民基本台帳に関する事務(住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務)の処理を行うため、区域内の住民に係る最新の本人確認情報を管理する。 ②市町村からの本人確認情報の更新情報の通知を受けて都道府県知事保存本人確認情報ファイルを更新し、当該更新情報を地方公共団体情報システム機構に対して通知する。 ③山梨県の他の執行機関からの照会に基づき、本人確認情報を提供する。 ④住民からの請求に基づき、当該個人の本人確認情報を開示する。 ⑤住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務において、本人確認情報を検索する。 ⑥市町村において保存する本人確認情報との整合性を確認する。</p>
②実現が期待されるメリット	<p>住民票の写し等に代えて本人確認情報を利用することにより、これまでに窓口で提出が求められていた行政機関が発行する添付書類(住民票の写し等)の省略が図られ、もって住民の負担軽減(各機関を訪問し、証明書等入手する金銭的、時間的コストの節約)につながるが見込まれる。</p>
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	<p>住民基本台帳法(昭和42年7月25日法律第81号) (平成25年5月31日法律第28号施行時点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第7条(住民票の記載事項) ・第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等) ・第30条の8(本人確認情報の誤りに関する機構の通報) ・第30条の11(通知都道府県知事以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の13(都道府県の条例による本人確認情報の提供) ・第30条の15(本人確認情報の利用) ・第30条の32(自己の本人確認情報の開示) ・第30条の35(自己の本人確認情報の訂正)
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<p>[実施しない]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部市町村課
②所属長	総務部市町村課長 泉 智徳
8. 他の評価実施機関	

(別添1) 事務の内容



(備考)

1. 本人確認情報の更新に関する事務

- 1-①. 市町村において受け付けた住民の異動に関する情報を、市町村CSを通じて都道府県サーバに通知する。
- 1-②. 都道府県サーバにおいて、市町村より受領した本人確認情報を元に都道府県知事保存本人確認情報ファイルを更新する。
- 1-③. 地方公共団体情報システム機構に対し、住民基本台帳ネットワークを介して、本人確認情報の更新を通知する。

2. 山梨県の他の執行機関への情報提供又は他の部署への移転

- 2-①. 山梨県の他の執行機関又は他の部署において、個人番号又は4情報等をキーワードとした本人確認情報の照会を行う。
- 2-②. 山梨県知事において、提示されたキーワードを元に都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、照会元に対し、当該個人の本人確認情報を提供・移転する。

※検索対象者が他都道府県の場合は全国サーバに対し検索の要求を行う。

※山梨県の他の執行機関又は他の部署に対し、住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報を一括して提供する場合(注1)には、山梨県知事又は照会元において、都道府県サーバの代表端末又は業務端末を操作し、媒体連携(注2)により行う。

(注1)山梨県の他の執行機関又は他の部署においてファイル化された本人確認情報照会対象者の情報(検索条件のリスト)を元に都道府県サーバに照会し、照会結果ファイルを提供する方式を指す。

(注2)媒体連携とは、一括提供の方式により本人確認情報の提供を行う場合に、情報連携に電子記録媒体を用いる方法を指す。

3. 本人確認情報の開示に関する事務

- 3-①. 住民より本人確認情報の開示請求を受け付ける。
- 3-②. 開示請求者(住民)に対し、都道府県知事保存本人確認情報ファイルに記録された当該個人の本人確認情報を開示する。

4. 地方公共団体情報システム機構への情報照会に係る事務

- 4-①. 地方公共団体情報システム機構に対し、個人番号又は4情報等をキーワードとした本人確認情報の照会を行う。
- 4-②. 地方公共団体情報システム機構より、当該個人の本人確認情報を受領する。

5. 本人確認情報検索に関する事務

- 5-①. 4情報の組合せを検索キーとして、都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索する。

6. 本人確認情報の整合性確認に関する事務

- 6-①. 市町村CSより、都道府県サーバに対し、整合性確認用の本人確認情報を送付する。
- 6-②. 都道府県サーバにおいて、市町村CSより受領した整合性確認用の本人確認情報を用いて都道府県知事保存本人確認情報ファイルの整合性確認を行う。
- 6-③. 都道府県サーバより、市町村CSに対して整合性確認結果を通知する。

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
都道府県知事保存本人確認情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	山梨県内の住民(山梨県内のいずれかの市町村において、住民基本台帳法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す。) ※住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が消除(死亡による消除を除く。)された者(以下「消除者」という。)を含む。
その必要性	住民基本台帳ネットワークシステムを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル(都道府県知事保存本人確認情報ファイル)において山梨県内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する必要がある。
④記録される項目	[10項目以上50項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	・個人番号、4情報、その他住民票関係情報 住民基本台帳ネットワークシステムを通じて本人確認を行うために必要な情報として、住民票の記載等に係る本人確認情報(個人番号、4情報、住民票コード及びこれらの変更情報)を記録する必要がある。
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年7月予定
⑥事務担当部署	総務部市町村課

3. 特定個人情報の入手・使用

①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (山梨県内の市町村) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()								
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (市町村CSを通じて入手する。)								
③入手の時期・頻度	住民基本台帳の記載事項において、本人確認情報に係る変更又は新規作成が発生した都度入手する。								
④入手に係る妥当性	住民に関する情報に変更があった又は新規作成された際は、市町村がそれをまず探知した上で、全国的なシステムである住民基本台帳ネットワークシステムで管理する必要があるため、市町村から山梨県へ、山梨県から地方公共団体情報システム機構へと通知がなされることとされているため。								
⑤本人への明示	山梨県知事が当該市町村の区域内の住民の本人確認情報を入手することについて、住民基本台帳法第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)に明示されている。								
⑥使用目的 ※	住民基本台帳ネットワークシステムを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル(都道府県知事保存本人確認情報ファイル)において山梨県内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する必要がある。								
	変更の妥当性								
⑦使用の主体	使用部署 ※	総務部市町村課							
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人未満] <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
<選択肢>									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑧使用方法 ※	<p>①市町村長からの住民票の記載事項の変更又は新規作成の通知を受け(既存住基システム→市町村CS→都道府県サーバ)、都道府県知事保存本人確認情報ファイルを更新し、地方公共団体情報システム機構に対し当該本人確認情報の更新情報を通知する(都道府県サーバ→全国サーバ)。</p> <p>②山梨県の他の執行機関からの本人確認情報の照会要求を受け(山梨県の他の執行機関→都道府県サーバ)、照会のあった住民票コード、個人番号又は4情報の組合せを元に都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、該当する個人の本人確認情報を照会元へ提供する(都道府県サーバ→山梨県の他の執行機関)。</p> <p>③住民からの開示請求に基づき(住民→都道府県窓口→都道府県サーバ)、当該住民の本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、書面等により提供する(都道府県サーバ→帳票出力→住民)。</p> <p>④4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーとして都道府県知事保存本人確認情報ファイルの検索を行う。</p> <p>⑤4情報等をキーとして地方公共団体情報システム機構へ機構保存本人確認情報の照会を行い(都道府県サーバ→全国サーバ)、該当する個人の本人確認情報を受領する(全国サーバ→都道府県サーバ)。</p> <p>⑥都道府県知事保存本人確認情報ファイルの正確性を担保するため、市町村から本人確認情報を受領し(市町村CS→都道府県サーバ)、当該本人確認情報を用いて都道府県知事保存本人確認情報ファイルに記録された本人確認情報の整合性確認を行う。</p>								
情報の突合 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県知事保存本人確認情報ファイルを更新する際に、受領した本人確認情報に関する更新データと都道府県知事保存本人確認情報ファイルとを、住民票コードをもとに突合する。 ・山梨県の他の執行機関からの照会に基づき本人確認情報を提供する際に、照会元から受信した対象者の4情報等との突合を行う。 ・請求に基づき本人確認情報を開示する際に、開示請求者から受領した本人確認情報との突合を行う。 ・市町村CSとの整合処理を実施するため、4情報等との突合を行う。 								
情報の統計分析 ※	住民基本台帳法第30条の15第1項第4号(本人確認情報の利用)の規定に基づき統計資料の作成を行う場合、情報の統計分析を行うことがある。また、本人確認情報の更新件数や提供件数等の集計を行う。								

委託事項2		住民基本台帳ネットワークシステムの代表端末等機器の運用管理に関する業務
①委託内容		県で設置するファイアウォール、代表端末及び業務端末等の機器について、運用管理業務を委託する。 委託する業務は、直接本人確認情報に関わらない(直接本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない)業務を対象とする。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	「2. 基本情報③対象となる本人の範囲」と同じ。
	その妥当性	住民基本台帳ネットワークシステムの運用を安全かつ適切に実施するため、本県が設置する庁内ファイアウォール、代表端末、業務端末等の機器について運用管理を委託する。 なお、「①委託内容」のとおり、委託事項は、直接本人確認情報に関わらない事務を対象としているため、委託先においては、特定個人情報ファイルに記載された情報そのものを扱う事務は実施しない。
③委託先における取扱者数		[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 (運用保守上必要がある場合は職員立会の上、代表端末又は業務端末により確認)
⑤委託先名の確認方法		山梨県情報公開条例に基づく開示請求
⑥委託先名		株式会社 YSK e-com
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	原則として再委託を禁止しているが、やむを得ず再委託を実施する必要がある場合は、事前に書面により県の承認を得ることとしている。
	⑨再委託事項	県で設置するファイアウォール、代表端末及び業務端末等の機器に関する運用管理業務。なお、「①委託内容」のとおり、委託事項は、直接本人確認情報に関わらない業務を対象としているため、再委託先においては、特定個人情報ファイルに記載された情報そのものを扱う事務は実施しない。

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	<input type="checkbox"/> 提供を行っている (3) 件 <input type="checkbox"/> 移転を行っている (1) 件 <input type="checkbox"/> 行っていない
提供先1	地方公共団体情報システム機構
①法令上の根拠	住民基本台帳法第30条の7(都道府県知事から地方公共団体情報システム機構への本人確認情報の通知等)
②提供先における用途	山梨県知事より受領した本人確認情報を元に機構保存本人確認情報ファイルを更新する。
③提供する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日
④提供する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. 基本情報③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)
⑦時期・頻度	市町村長からの通知に基づき都道府県知事保存本人確認情報ファイルの更新を行った都度、随時。
提供先2	山梨県の他の執行機関
①法令上の根拠	住民基本台帳法第30条の15第2項(本人確認情報の利用)
②提供先における用途	住民基本台帳法別表第六に掲げる、山梨県の他の執行機関への情報提供が認められる事務の処理に用いる。
③提供する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日。 ※ 住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)第22条第7項に基づく経過措置である。
④提供する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. 基本情報③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)
⑦時期・頻度	山梨県の他の執行機関からの情報照会の要求があった都度、随時。

提供先3	住民基本台帳法上の住民
①法令上の根拠	住民基本台帳法第30条の32(自己の本人確認情報の開示)
②提供先における用途	開示された情報を確認し、必要に応じてその内容の全部又は一部の訂正、追加又は削除の申出を行う。
③提供する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日
④提供する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. 基本情報③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [○] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	開示請求があった都度、随時。
移転先1	山梨県の他部署
①法令上の根拠	住民基本台帳法第30条の15第1項
②移転先における用途	住民基本台帳法別表第五及び山梨県住民基本台帳法施行条例に掲げる、山梨県知事において都道府県知事保存本人確認情報の利用が認められた事務の処理に用いる。
③移転する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日
④移転する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. 基本情報③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [○] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [○] 紙 [○] その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)
⑦時期・頻度	山梨県の他部署からの検索請求があった都度、随時。

6. 特定個人情報の保管・消去		
①保管場所 ※	<p>-セキュリティゲートにて入退館管理をしている都道府県サーバの集約センターにおいて、施錠管理及び入退室管理(監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退室者を特定・管理)を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要となる。</p> <p>・山梨県においては、端末にアクセスするためにはID/パスワード及び生体認証が必要になる。また、代表端末を施錠管理及び入退室管理された部屋に保管し、業務端末及び記録媒体を施錠管理された部屋に保管する。</p>	
②保管期間	期間	<p>[20年以上]</p> <p><選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない</p>
	その妥当性	<p>・住民票の記載の修正後の本人確認情報は、新たに記載の修正の通知を受けるまで保管する。</p> <p>・住民票の記載の修正前の本人確認情報(履歴情報)及び削除者の本人確認情報は、住民基本台帳法施行令第30条の6(都道府県における本人確認情報の保存期間)に定める期間(150年間)保管する。</p>
③消去方法	都道府県知事保存本人確認情報ファイルに記録されたデータをシステムにて自動判別し消去する。	
7. 備考		

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

都道府県知事保存本人確認情報ファイル

1. 住民票コード
2. 漢字氏名
3. 外字数(氏名)
4. ふりがな氏名
5. 生年月日
6. 性別
7. 住所
8. 外字数(住所)
9. 個人番号
10. 異動事由
11. 異動年月日
12. 保存期間フラグ
13. 清音化かな氏名
14. 市町村コード
15. 大字・字コード
16. 操作者ID
17. 操作端末ID
18. タイムスタンプ
19. 通知を受けた年月日
20. 外字フラグ
21. 削除フラグ
22. 更新順番号
23. 氏名外字変更連番
24. 住所外字変更連番

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
都道府県知事保存本人確認情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	都道府県知事保存本人確認情報ファイルにおける特定個人情報の入手手段は、市町村CSからの本人確認情報更新要求の際に通知される本人確認情報に限定される。この場合、市町村CSから対象者以外の情報が通知されてしまうことがリスクとして想定されるが、制度上、対象者の真正性の担保は市町村側の確認に委ねられるため、市町村において厳格な審査が行われることが前提となる。そのため、市町村の住民基本台帳法所管課職員を対象とした説明会・研修会等において、法令に基づき厳格かつ適切な本人確認・審査を行うよう周知する。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	法令により市町村から通知を受けることとされている情報(住民基本台帳法第30条の6第1項に基づく市町村CSからの通知に限定される。)のみを入手できることを、システム上で担保する。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	本人確認情報の入手元を市町村CSに限定する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	住民の異動情報の届出等を受け付ける市町村の窓口において、対面で身分証明書(個人番号カード等)の提示を受け、本人確認を行う。
個人番号の真正性確認の措置の内容	市町村において真正性が確認された情報を市町村CSを通じて入手できることをシステムで担保する。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	システム上、本人確認情報更新の際に、論理チェックを行う(例えば、現存する住民に対して転入を異動事由とする更新が行われようとした場合や、転居を異動事由とする更新の際に住所以外の更新が行われようとした場合に当該処理をエラーとする)仕組みとする。 また、入手元である市町村CSにおいて、項目(フォーマット、コード)のチェックを実施する。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	・地方公共団体情報システム機構が作成・配布する専用のアプリケーション(※)を用いることにより、入手の際の特定個人情報の漏えい・紛失の防止に努める。 ・市町村CSと接続するネットワーク回線に専用回線を用いる、情報の暗号化を実施する等の措置を講じる。 ・特定個人情報の入手は、システム上自動処理にて行われるため、人為的なアクセスが行われることはない。 ※都道府県サーバのサーバ上で稼働するアプリケーション。 都道府県内の市町村の住民の本人確認情報を管理し、都道府県内の市町村の市町村CSや全国サーバとのデータ交換を行う。 データの安全保護対策、不正アクセスの防止策には、最新の認証技術や暗号化技術を採用し、データの盗撮、改ざん、破壊及び盗難、端末の不正利用及びなりすまし等を防止する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

3. 特定個人情報の使用

リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク

宛名システム等における措置の内容	都道府県サーバと宛名管理システム間の接続は行わない。	
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	庁内システムと都道府県サーバとの接続は行わない。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク

ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	生体認証による操作者認証を行う。	
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・操作者一覧表を作成し、アクセス権限を適切に管理する。 ・退職した元職員や異動した職員等について操作者指定解除の報告を受けた際は、直ちに照合情報を削除して当該職員のアクセス権限を失効させるとともに、操作者一覧表に記録し、管理している。	
アクセス権限の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・操作者の権限等に応じたアクセス権限が付与されるよう管理する。 ・不正アクセスを分析するために、検索サブシステム及び業務端末においてアプリケーションの操作履歴の記録を取得し、保管する。	
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	・本人確認情報を扱うシステムの操作履歴(アクセスログ・操作ログ)を記録する。 ・不正な操作がないことについて、操作履歴により適時確認する。 ・操作履歴の確認により本人確認情報の検索に関して不正な操作の疑いがある場合は、申請文書等との整合性を確認する。 ・バックアップされた操作履歴について、定められた期間、安全な場所に施設保管する。	

その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク

リスクに対する措置の内容	・システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。 ・不正な操作の疑いがある場合は、担当者へのヒアリングを実施し、業務上必要のない検索又は抽出が行われていないことを確認する。 ・システム利用職員への研修会において、事務外利用の禁止等について指導する。 ・他の地方公共団体等において、事務外の目的で閲覧したり、外部漏えいした者についての新聞記事等を部署内にて情報共有する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク

リスクに対する措置の内容	システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。また、定期運用に基づくバックアップ以外にファイルを複製しないよう、職員・委託先等に対し指導する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

- その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。
- ・スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない。
 - ・代表端末及び業務端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。
 - ・本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要となる範囲にとどめる。
 - ・本人確認情報の画面を画像データ等による保存することを禁じる。
 - ・本人確認情報の開示・訂正の請求及び提供状況の開示請求に対し、法令に基づき適切に対応する。

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	委託先の社会的信用と能力を確認する。具体的には、山梨県住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ管理規程に基づき、委託業者を選定するとともに、その記録を残す。また、委託業者が選定基準を引き続き満たしていることを適時確認するとともに、その記録を残す。	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している]	<選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない
具体的な制限方法	<ul style="list-style-type: none"> ・作業者を限定するために、委託作業者の名簿を提出させる。 ・閲覧/更新権限を持つ者を必要最小限にする。 ・閲覧/更新権限を持つ者のアカウント管理を行い、システム上で操作を制限する。 ・閲覧/更新の履歴(ログ)を取得し、不正な使用がないことを確認する。 	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・契約書等に基づき、委託業務が実施されていることを適時確認するとともに、その記録を残す。 ・委託業者から適時セキュリティ対策の実施状況の報告を受けるとともに、その記録を残す。 ・その他、システムによる特定個人情報ファイルの取扱い記録(アクセスログ)や、媒体授受の取扱い記録を残す。 	
特定個人情報の提供ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	委託先から他者への特定個人情報の提供は一切認めないことを契約書上明記する。 (「都道府県サーバの運用及び監視に関する業務」のみが該当する方法) <ul style="list-style-type: none"> ・委託先である地方公共団体情報システム機構に対し、特定個人情報の目的外利用及び提供は認めないことを契約書上明記している。 ・委託先である地方公共団体情報システム機構は、日次、月次、年次で目的外利用及び提供についてのチェックを含むセキュリティチェックを行い、委託元である当県は、チェックリストの結果について、地方公共団体情報システム機構から、月次で書面により、「都道府県サーバ集約センターの運用監視等に係る作業報告について 6. セキュリティ確認結果報告」の報告を受けている。 ・必要があれば、当県職員が委託業務について、地方公共団体情報システム機構の履行状況の立会い又は報告を受けることを契約書上明記している。 	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	【内容】 <ul style="list-style-type: none"> ・集約センターには都道府県知事保存本人確認情報を専用線(集約ネットワーク)を通して提供する。 ・山梨県が設置する代表端末等機器の運用管理に関する業務委託においては、受託者に特定個人情報を提供せず、委託業務上本人確認情報を確認する必要がある場合は、権限を有する職員が端末を操作し確認させる。 【確認方法】 <ul style="list-style-type: none"> ・契約において委託者は必要に応じて随時、受託者における個人情報の取扱いについて調査することができる。 ・操作履歴により不正な取扱いがないことを確認する。 (「都道府県サーバの運用及び監視に関する業務」のみが該当する方法) <ul style="list-style-type: none"> ・委託先(再委託先を含む。)に送付する特定個人情報ファイルは暗号化されているため、委託先(再委託先を含む。)がファイル内の特定個人情報にアクセスしないシステム設計としている。 	
特定個人情報の消去ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	【内容】 委託契約書に、以下の措置をとる旨を規定する。 <ul style="list-style-type: none"> ・保管期間の過ぎた特定個人情報を、システムにて自動判別し、消去 ・紙媒体は、保管期間ごとに分けて保管し、保管期間が過ぎているものを外部業者に溶解処理 ・データか紙かを問わず、廃棄の際は廃棄履歴を作成し保存 ・特定個人情報と同様、保管期間の過ぎたバックアップを、システムにて自動判別し、消去 【確認方法】 受託者が廃棄する場合は、情報が判読できないよう物理的破壊、裁断、溶解し、適切に廃棄した旨の報告書の提出を求める。	

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・目的外利用の禁止 ・特定個人情報の閲覧者・更新者を制限 ・特定個人情報の提供先の限定 ・情報漏えいを防ぐための保管管理に責任を負う。 ・情報が不要となった時又は要請があった時に情報の返還又は消去等の必要な措置を講じる。 ・保管期間の過ぎた特定個人情報及びそのバックアップを完全に消去する。 ・必要に応じて、委託先の視察・監査を行うことができる。 ・再委託の原則禁止 ・委託先従業員に対する監督・教育 ・契約内容の遵守状況の報告 ・委託契約終了後の特定個人情報ファイルの取扱い ・情報セキュリティポリシーの遵守 ・個人情報を取り扱う事務の委託基準に則った規定 	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・再委託先においても、秘密保持義務を委託先との契約に定義する。 ・再委託する業務は、直接本人確認情報に関わらない業務とする。 (「都道府県サーバの運用及び監視に関する業務」のみが該当する方法) ・委託先である地方公共団体情報システム機構と再委託先との契約において、個人情報保護の条項を設けており、従事者への周知を契約で規定している。 ・再委託する業務は、直接本人確認情報に関わらない(直接本人確認情報にアクセスできず、閲覧、更新、削除等を行わない)業務を対象としている。 ・委託元は、委託を受けた者に対して、委託元自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行っている。再委託を行う場合は、委託元がその必要性を厳しく審査し、再委託先に対し、委託先と同等の安全管理措置を義務付け、必要かつ適切な監督を行っている。 	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	特定個人情報(個人番号・4情報等)の提供・移転を行う際に、提供・移転の記録(提供・移転日時、操作者等)をシステム上で管理し、7年間分保存する。 なお、システム上、提供・移転に係る処理を行ったものの提供・移転が認められなかった場合についても記録を残す。	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び住民基本台帳法において定められた事項についてのみ行う。なお、操作者に付与する権限の範囲は、当該操作者がその業務を行うために必要な範囲に限っており、権限のない者はアクセスできない仕組みとする。	
その他の措置の内容	「サーバ室等への入室権限」及び「特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。 媒体を用いて情報を運搬する場合には、必要に応じて媒体へのデータ出力(書き込み)の際に職員が立ち会う。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	全国サーバと都道府県サーバの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。 また、山梨県の他の執行機関への情報提供及び他の部署への移転のため、媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録が残される仕組みを構築する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 システム上、照会元から指定された検索条件に基づき得た結果を適切に提供・移転することを担保する。 ・誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 相手方(全国サーバ)と都道府県サーバの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。 	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続

[○] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク3: 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク

リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク

リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク5: 不正な提供が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク

リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク

リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

--	--

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	・都道府県サーバの集約センターにおいては、監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退室者を特定し、管理する。また、サーバ設置場所、記録媒体の保管場所を施錠管理する。 ・山梨県においては、代表端末及び記録媒体を、入退室記録をとって管理している部屋に保管し、業務端末を設営した執務室は職員が退庁時に施錠する。
⑥技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	・ウイルス対策ソフトの定期的パターン更新を行う。 ・庁内のネットワークにおいて、ファイアウォール等を導入している。 ・都道府県サーバの集約センターにおいて、ファイアウォールを導入し、ログの解析を行う。
⑦バックアップ	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
	その内容	
	再発防止策の内容	
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
	具体的な保管方法	生存する個人の個人番号とともに、死亡による消除後、住民基本台帳法施行令第30条の6(都道府県における本人確認情報の保存期間)に定める期間(150年間)保管する。
	その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 特定個人情報古い情報のまま保管され続けるリスク	
リスクに対する措置の内容	市町村の住民基本台帳で本人確認情報の変更があった場合には住民基本台帳ネットワークシステムを通して本人確認情報の更新が行われる仕組みとなっているため、古い情報のまま保管されることはない。 また、市町村CSとの整合処理を定期的を実施し、保存する本人確認情報が最新であるかどうかを確認する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報消去されずいつまでも存在するリスク	
消去手順	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	・住民票の記載の修正前の本人確認情報(履歴情報)及び削除者の本人確認情報は法令(住民基本台帳法施行令第30条の6)に定める保存期間を経過した後に系統的に消去する。 ・磁気ディスクの廃棄時は、要領・手順書等に基づき、内容の消去、破壊等を行うとともに、磁気ディスク管理簿にその記録を残す。 また、専用ソフトによるフォーマット、物理的粉碎等を行うことにより、内容を読み出すことができないようにする。 ・帳票については、要領・手順書等に基づき、必要に応じて帳票管理簿等を作成し、受渡し、保管及び廃棄の運用が適切になされていることを適時確認するとともに、その記録を残す。 廃棄時には、要領・手順書等に基づき、裁断、溶解等を行うとともに、帳票管理簿等にその記録を残す。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査	
①自己点検	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的なチェック方法	年に1回、担当部署内において実施している自己点検に用いるチェック項目に、「評価書の記載内容どおりの運用がなされていること」に係る内容を追加し、運用状況を確認する。
②監査	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な内容	内部監査…年に1回、組織内に置かれた監査担当により、以下の観点による自己監査を実施し、監査結果を踏まえて体制や規定を改善する。 ・評価書記載事項と運用実態のチェック ・個人情報保護に関する規定、体制整備 ・個人情報保護に関する人的安全管理措置 ・職員の役割責任の明確化、安全管理措置の周知・教育 ・個人情報保護に関する技術的安全管理措置
2. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	住民基本台帳ネットワークシステム操作者を対象にした研修を毎年度当初に実施。住民基本台帳ネットワークシステムの利用について必要な知識の習得及びセキュリティに関する意識の向上を図り、その記録を残す。
3. その他のリスク対策	

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号 山梨県庁本館4階 山梨県総務部市町村課 行政選挙担当(055-223-1424)
②請求方法	【開示請求】来庁し、又は郵送で、書面により、開示、訂正等を請求
特記事項	
③手数料等	[有料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 【手数料額】 (手数料額、納付方法: 保有個人情報を出力した用紙1枚につき10円) 【納付方法】 窓口での現金納付
④個人情報ファイル簿の公表	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	住民基本台帳法に基づく本人確認情報の開示、訂正等及び本人確認情報の提供状況の開示
公表場所	〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号 山梨県庁本館4階 山梨県総務部市町村課 行政選挙担当(055-223-1424)
⑤法令による特別の手続	
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	山梨県総務部市町村課行政選挙担当 (電話:055-223-1424 ファクシミリ:055-223-1428)
②対応方法	問合せの内容について対応簿を作成し、対応について記録する。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	県民意見提出制度実施要綱により実施
②実施日・期間	平成27年4月23日(木)～平成27年5月22日(金)
③期間を短縮する特段の理由	
④主な意見の内容	
⑤評価書への反映	
3. 第三者点検	
①実施日	
②方法	
③結果	
4. 特定個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②特定個人情報保護委員会による審査	

事務の名称	住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務
-------	---

I 全体的な事項

内部点検結果表

審査の観点	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所	点検結果	所見
(1) しきい値判断に誤りはないか	-	-	-	-	問題は認められない 対象人数が30万人以上に該当するため、全項目評価を実施することは、指針に適合している。
(2) 適切な実施主体が実施しているか	-	1. 評価実施機関が複数存在し、取りまとめの評価実施機関が評価書を作成・提出する場合に、取りまとめ以外の全ての評価実施機関について記載しているか	-	-	問題は認められない 番号法、特定個人情報保護評価に関する規則及び特定個人情報保護評価指針において、山梨県知事が特定個人情報ファイルを保有しようとするときは特定個人情報保護評価の実施が義務付けられており、都道府県知事保存本人確認情報ファイルを山梨県知事が保有するものであるから、実施主体は適切である。
(3) 公表しない部分は適切な範囲か	-	-	-	-	問題は認められない 評価書の内容は全て公表することとしている。
(4) 適切な時期に実施しているか	-	-	-	-	問題は認められない 特定個人情報保護評価指針第6の1(1)ウの経過措置により、指針の適用の日(平成28年4月20日)から6月を超えない範囲でシステムの開発におけるプログラミングを開始する場合は、プログラミング開始後、特定個人情報ファイルを保有する前に特定個人情報保護評価を実施することができる。 住民基本台帳ネットワークシステムのプログラミングは経過措置期間中にプログラミングを始めていることから、特定個人情報ファイルを保有する前に特定個人情報保護評価を実施することが必要であるところ、山梨県知事における特定個人情報ファイルの保有は、平成27年7月であることから、特定個人情報保護評価の実施時期は適切である。
(5) 適切な方法で広く国民の意見を求め、得られた意見を十分考慮した上で必要な見直しを行っているか	-	-	-	-	問題は認められない 県民への意見募集については、山梨県のホームページ等において平成27年4月23日から平成27年5月22日までの30日間実施しており、意見募集の方法は、適切である。
(6) 特定個人情報保護評価の対象となる事務の実態に基づき、特定個人情報保護評価書様式で求められる全ての項目について検討し、記載しているか	-	-	-	-	問題は認められない 住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務について、「Ⅰ基本情報」、「Ⅱ特定個人情報ファイルの概要」、「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」、「Ⅳその他リスク対策」、「Ⅴ開示請求、問合せ」及び「Ⅵ評価実施手続」について、求められる事項を具体的に分かりやすく記載している。
(7) 記載された特定個人情報保護評価の実施を担当する部署は、特定個人情報保護評価の対象となる事務を担当し、リスクを軽減させるための措置の実施に責任を負うことができるか	-	-	-	-	問題は認められない 住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務は総務部市町村課が所管しており、特定個人情報保護評価の対象となる事務を行うに当たって、リスクを軽減させるための措置の実施に責任を負うことができる部署である。
		2. 評価対象の事務全体の概要及びその中で特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の内容を具体的に記載しているか	P3	I 1. ②	問題は認められない

審査の観点	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所		点検結果	所見
(8) 特定個人情報保護評価の対象となる事務の内容の記載は具体的か当該事務における特定個人情報の流れを併せて記載しているか	⑧ 特定個人情報ファイルを取り扱う事務やその事務において使用するシステムについて、基本情報を具体的に分かりやすく記載しているか	3. 当該システムが実現する機能の名称とその概要を具体的に記載しているか	P3	I 2. ②	問題は認められない	住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務について、具体的に分かりやすく記載している。 また、別添1の事務フロー図及び備考では、事務において取り扱う情報の流れが明記されており、特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムについて、基本情報を具体的に分かりやすく記載している。
		4. 当該システムと情報をやり取りするシステムを全て記載しているか	P3	I 2. ③	問題は認められない	
		5. 特定個人情報ファイルを取り扱うことが評価対象の事務を実施する上で必要であることを、事務の流れに即して具体的に説明しているか	P4	I 4. ①	問題は認められない	
		6. 評価対象の事務において特定個人情報ファイルを取り扱うことにより、期待されるメリットについて幅広く具体的に記載しているか	P4	I 4. ②	問題は認められない	
		7. 事務に関わる者、事務において使用するシステム、事務において取り扱う情報の流れを具体的に記載しているか	P5	I (別添)	問題は認められない	
(9) 特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスにおいて特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを、特定個人情報保護評価の対象となる事務の実態に基づき、特定しているか	-	-	P14 ~ P22	Ⅲ、Ⅳ	問題は認められない	全項目評価書に例示されている各リスクにどのように対応しているかを具体的に分かりやすく記載している。
(10) 特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置についての記載は具体的か (11) 記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか	⑨ 特定個人情報ファイルの取扱いについて自己点検・監査や従業員に対する教育・啓発を行っているか	70. 評価書に記載したとおりに運用がなされていること等について、評価の実施を担当する部署自らが、どのように自己点検するか具体的に記載しているか	P22	Ⅳ 1. ①	問題は認められない	自己点検について、自己点検に用いるチェック項目に「全項目評価書の記載内容どおりに運用がなされていること」に関する内容を追加し、年に1回担当部署内において運用状況を確認することとしている。また、年に1回組織内に置かれた監査担当が「評価書記載事項と運用実態のチェック」「個人情報保護に関する規定、体制整備」「個人情報保護に関する人的安全措置」「職員の役割責任の明確化、安全管理措置の周知・教育」「個人情報保護に関する技術的安全管理措置」の観点から内部監査を行い、監査結果を踏まえて体制や規定を改善する等具体的に記載されている。 従業員に対する教育・啓発について、住民基本台帳ネットワークシステム操作者を対象にした研修を年度当初に実施し、住民基本台帳ネットワークシステムの利用について必要な知識の習得及びセキュリティに関する意識の向上を図り、その記録を残すことを具体的に記載している。
		71. 評価書に記載したとおりに運用がなされていること等について、どのように監査するか具体的に記載しているか	P22	Ⅳ 1. ②	問題は認められない	
		72. 特定個人情報を取り扱う従業員等に対する教育・啓発や違反行為をした従業員等に対する措置について具体的に記載しているか	P22	Ⅳ 2.	問題は認められない	
		73. 国民・住民等からの意見聴取により得られた意見を踏まえて評価書のどの箇所をどのように修正したかを具体的に記載しているか	P24	Ⅳ 2. ⑤	該当なし	

審査の観点	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所	点検結果	所見
(12) 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言は、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか			P1	表紙	問題は認められない 都道府県知事保存本人確認情報は氏名・住所・生年月日・性別・個人番号・住民票コード及びこれらの変更情報に限定されていること、内部による不正利用の防止対策や不正アクセス対策を厳格に講じることが具体的かつ明確に特記事項として記載した上で、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じていることを確認の上、宣言している。

II 特定個人情報ファイル

審査の観点	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所	点検結果	所見	
(8) 特定個人情報保護評価の対象となる事務の内容の記載は具体的か当該事務における特定個人情報の流れを併せて記載しているか	② 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスの概要(特定個人情報の入手・使用、特定個人情報ファイルの取扱いの委託、特定個人情報の提供・移転、特定個人情報の保管・消去)について、具体的に分かりやすく記載しているか。	8. 対象となる国民・住民の特定個人情報を特定個人情報ファイルにおいて保有することが事務を実施する上で必要な理由を具体的に記載しているか	P6	II 2. ③	問題は認められない	特定個人情報を保有する理由について、住民基本台帳ネットワークシステムを通じて全国共通の本人確認を行うため、都道府県知事保存本人確認情報ファイルにおいて山梨県内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する必要があることを明確に記載している。 また、特定個人情報の使用目的についても、住民基本台帳ネットワークシステムを通じて全国共通の本人確認を行うため都道府県知事保存本人確認情報ファイルにおいて山梨県内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する必要があることを明確に記載しているなど、特定個人情報ファイルの取扱いプロセスの概要(特定個人情報の入手・使用、特定個人情報ファイルの取扱いの委託、特定個人情報の提供・移転、特定個人情報の保管・消去)について、具体的に分かりやすく記載している。
		9. 主な記録項目について、保有する理由をそれぞれ具体的に記載しているか	P6	II 2. ④	問題は認められない	
		10. 特定個人情報の入手に係る妥当性を具体的に記載しているか	P7	II 3. ④	問題は認められない	
		11. 特定個人情報の入手の事実及び使用目的が本人に示されていることを具体的に記載しているか	P7	II 3. ⑤	問題は認められない	
		12. 特定個人情報を使用する理由を具体的に記載しているか	P7	II 3. ⑥	問題は認められない	
		13. 特定個人情報ファイルに記録される情報を他から入手する際の突合の内容、特定個人情報ファイルに記録された情報と他の情報との突合の方法や突合の理由を具体的に記載しているか	P7	II 3. ⑧	問題は認められない	
		14. 特定個人情報を用いた統計分析を行う場合は、その内容を具体的に記載しているか	P7	II 3. ⑩	問題は認められない	
		15. 特定個人情報を使用することにより国民の権利利益に影響を与え得る決定を行う場合は、その内容を具体的に記載しているか	P8	II 3. ⑧	問題は認められない	
16. 委託先に当該特定個人情報ファイルを取り扱わせることが必要な理由を具体的に記載しているか	P8	II 4. ②	問題は認められない			

審査の観点	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所	点検結果	所見
		17. 委託先を国民・住民等が確認できるか否か、確認できる場合はどのように確認できるか、確認できない場合はそのような取扱いが評価対象の事務を実施する上で必要な理由を具体的に記載しているか	P8	Ⅱ 4. ⑤	問題は認められない
		18. 特定個人情報ファイルの取扱いを再委託するに当たって、どのような手続・方法によるかを具体的に記載しているか	P8	Ⅱ 4. ⑧	問題は認められない
		19. 提供した特定個人情報が、提供先において、いかなる目的で、どのように使用されることになるかを具体的に記載しているか	P10 ～ P11	Ⅱ 5. ②	問題は認められない
		20. 移転した特定個人情報が、移転先において、いかなる目的で、どのように使用されることになるかを具体的に記載しているか	P11	Ⅱ 5. ②	問題は認められない
		21. 特定個人情報の保管場所の態様及び保管場所への立入り制限・アクセス制限について具体的に記載しているか	P12	Ⅱ 6. ①	問題は認められない
		22. 特定個人情報の保管期間は妥当であるかまた、その理由を具体的に記載しているか	P12	Ⅱ 6. ②	問題は認められない
		23. 保管期間を経過した特定個人情報を消去する方法を具体的に記載しているか	P12	Ⅱ 6. ③	問題は認められない
		24. 評価対象の事務を遂行する上で必要な者以外の者の特定個人情報を入手しないよう講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P14	Ⅲ 2. リスク1:	問題は認められない
		25. 事務を遂行する上で必要な情報以外の特定個人情報を入手しないよう講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P14	Ⅲ 2. リスク1:	問題は認められない

審査の観点	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所	点検結果	所見	
③ 特定個人情報の入手について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。		26. 特定個人情報の入手に際して、適切な方法で入手するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P14	Ⅲ 2. リスク2:	問題は認められない	<p>特定個人情報の入手について、必要な情報以外を入手することを防止するための措置として、市町村コミュニケーションサーバーからの通知に限定された情報のみ入手する等の対策を行っていることを具体的に記載している。</p> <p>また、特定個人情報の漏えい・紛失を防止するため、特定個人情報を入手する場合は、市町村コミュニケーションサーバーと接続するネットワーク回線に専用回線を用いる、情報の暗号化を実施する等の措置を講じるなど、特定個人情報保護評価の目的に照らし、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載している。</p>
		27. 特定個人情報を入手する際に、その特定個人情報が本人の情報であることを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P14	Ⅲ 2. リスク3:	問題は認められない	
		28. 入手した個人番号が本人の個人番号で間違いのないことを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P14	Ⅲ 2. リスク3:	問題は認められない	
		29. 特定個人情報を入手した後、その情報の正確性を保つために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P14	Ⅲ 2. リスク3:	問題は認められない	
		30. 特定個人情報を入手する際に、情報の安全確保の観点から講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P14	Ⅲ 2. リスク4:	問題は認められない	
		31. 特定個人情報の入手において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか	P14	Ⅲ 2. その他のリスク	該当なし	
		32. 宛名システム等において、特定個人情報が、使用目的を超えて取り扱われないよう、また、評価対象の事務に必要なない情報と併せて取り扱われないよう、講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P15	Ⅲ 3. リスク1:	該当なし	

審査の観点	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所		点検結果	所見
<p>④ 特定個人情報の使用について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p>		<p>33. 事務で使用するその他のシステムにおいて、特定個人情報が、使用目的を超えて取り扱われないよう、また、評価対象の事務に必要な情報と併せて取り扱われないよう、講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p>	P15	Ⅲ 3. リスク1:	該当なし	
		<p>34. 特定個人情報にアクセスする際の認証を行う場合は、特定個人情報にアクセスするユーザの認証方法、なりすましが行われないために講じている対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p>	P15	Ⅲ 3. リスク2:	問題は認められない	
		<p>35. 特定個人情報ファイルを取り扱う者が正当なユーザであることを確認するための情報の発効・失効の管理について具体的に記載しているか記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p>	P15	Ⅲ 3. リスク2:	問題は認められない	<p>特定個人情報の使用について、使用目的を超えて取り扱われないようにするため、庁内システムと都道府県サーバとの接続は行わない仕組みであることを記載している。</p>
		<p>36. アクセス権限の発効・失効の管理を行う者による当該管理の適正性についてチェックをしている内容を具体的に記載しているか記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p>	P15	Ⅲ 3. リスク2:	問題は認められない	<p>また、特定個人情報の使用の記録について、本人確認情報を扱うシステムの操作履歴(アクセスログ・操作ログ)を記録する、不正な操作がないことについて操作履歴により適時確認する等、特定個人情報保護評価に照らし、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載している。</p>
		<p>37. 特定個人情報の入手から消去までの各過程において、特定個人情報ファイルの取扱い記録やアクセスの失敗の記録などを残していることを具体的に記載しているか。記録を残していない場合は、残していなくても権限のない者による不正な使用を防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p>	P15	Ⅲ 3. リスク2:	問題は認められない	

審査の観点	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所		点検結果	所見
		38. 従業者が特定個人情報ファイルを事務外で使用しないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P15	Ⅲ 3. リスク3:	問題は認められない	
		39. 特定個人情報ファイルを取り扱う者が特定個人情報ファイルを不正に複製しないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P15	Ⅲ 3. リスク4:	問題は認められない	
		40. 特定個人情報の使用において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P15	Ⅲ 3. その他のリスク	問題は認められない	
		41. 委託先を決定する際に特定個人情報ファイルを適切に取り扱う委託先であることを確認する手続等について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P16	Ⅲ 4. 情報管理体制	問題は認められない	
		42. 委託先において特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者を必要最小限に制限していることを具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P16	Ⅲ 4. 閲覧者の制限	問題は認められない	
		43. 委託先における特定個人情報ファイルの取扱いについて記録を残している場合は、その方法や保存期間等を具体的に記載しているか。また、記録を残していない場合は権限のない者による不正な使用を防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P16	Ⅲ 4. 記録	問題は認められない	

審査の観点	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所	点検結果	所見
<p>(10) 特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置についての記載は具体的か</p> <p>(11) 記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか</p>	<p>⑤ 特定個人情報の委託について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。</p>	<p>44. 委託に伴う特定個人情報の提供に関するルールを定めている場合、ルールの内容やルール遵守の確認方法を具体的に記載しているか。また、委託先から他者への提供を認めていない場合、提供されていないことを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p>	P16	Ⅲ 4. 提供ルール	<p>問題は認められない</p> <p>特定個人情報の委託について、委託先の特定個人情報ファイルの取扱者を限定するために、委託作業者の名簿を提出させる、閲覧・更新権限を持つものを必要最小限にし、アカウント管理を行いシステム上で操作を制限する、閲覧・更新の履歴(ログ)を取得し、不正な使用が無いことを確認するなど具体的に記載している。</p> <p>また、再委託先の特定個人情報ファイルの取扱いの記録についても、秘密保持義務を委託先との契約に定義する、再委託する業務は、直接本人確認情報に関わらない業務にする、委託元が再委託の必要性を厳しく審査し再委託先に対し、委託先と同等の安全管理措置を義務付ける等特定個人情報保護評価の目的に照らし、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載している。</p>
		<p>45. 委託先における特定個人情報の消去のルールを定めている場合は、ルールの内容やルール遵守の確認方法を具体的に記載しているか。また、委託契約終了後に消去されていることを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p>	P16	Ⅲ 4. 消去ルール	<p>問題は認められない</p>
		<p>46. 委託先と締結する委託契約における特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか</p>	P17	Ⅲ 4. 委託契約書中の規定	<p>問題は認められない</p>
		<p>47. 特定個人情報ファイルの取扱いを再委託している場合、再委託先での適正な取扱いの確保のために行っている措置について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p>	P17	Ⅲ 4. 再委託	<p>問題は認められない</p>
		<p>48. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。</p>	P17	Ⅲ 4. その他のリスク	<p>該当なし</p>

審査の観点	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所	点検結果	所見
⑥ 特定個人情報の提供・移転について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。	49. 特定個人情報の提供又は移転の記録を残している場合は、その記録の内容や記録方法、保存期間等を具体的に記載しているか。また、記録を残していない場合は特定個人情報が不正に提供又は移転されることを防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P18	Ⅲ 5. リスク1:	問題は認められない	特定個人情報の提供・移転について、情報漏えいや紛失のリスクを軽減するため等の措置として、特定個人情報の提供・移転を行う際に、提供・移転の記録(提供・移転日時、操作者等)をシステム上で管理するなど、不適切な方法による特定個人情報の提供の防止に努めていることを具体的に記載している。 また、全国サーバと都道府県サーバの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供がなされないことがシステム上担保されるなど、特定個人情報保護評価の目的に照らし、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載している。
	50. 特定個人情報の提供・移転に関するルールを定めている場合は、ルールの内容やルール遵守の確認方法を具体的に記載しているか記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P18	Ⅲ 5. リスク1:	問題は認められない	
	51. 特定個人情報を提供・移転する際に、情報漏えいや紛失のリスクを軽減するための措置や提供先・移転先における特定個人情報の用途が法令に基づく適切なものであることを確認するための措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P18	Ⅲ 5. リスク2:	問題は認められない	
	52. 誤った特定個人情報を提供・移転することや誤った相手に提供・移転することを防止する措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P18	Ⅲ 5. リスク3:	問題は認められない	
	53. 特定個人情報の提供・移転において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P18	Ⅲ 5. その他 のリスク	該当なし	

審査の観点	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所		点検結果	所見
	⑦ 情報提供ネットワークシステムとの接続について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。	54. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入力する際に、目的外の入手が行われないために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P19	Ⅲ 6. リスク1:	該当なし	
		55. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入力する際に、特定個人情報の安全が保たれない不適切な方法で特定個人情報を入力しないために講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P19	Ⅲ 6. リスク2:	該当なし	
		56. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入力した後、その情報の正確性を保つために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P19	Ⅲ 6. リスク3:	該当なし	
		57. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入力する際に、情報漏えいや紛失のリスクを軽減するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P19	Ⅲ 6. リスク4:	該当なし	該当なし
		58. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、特定個人情報の不正な提供が行われるリスクを軽減するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P19	Ⅲ 6. リスク5:	該当なし	

審査の観点	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所	点検結果	所見	
		59. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、特定個人情報の提供方法が不適切とならないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P19	Ⅲ 6. リスク6:	該当なし	
		60. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、誤った特定個人情報を提供することや、誤った相手に提供することを防止するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P19	Ⅲ 6. リスク7:	該当なし	
		61. 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うリスクについて、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P19	Ⅲ 6. その他の リスク	該当なし	
		62. 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐために行っている物理的な対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P20	Ⅲ 7. リスク1: ⑤	問題は認められない	
		63. 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐために行っている技術的な対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P20	Ⅲ 7. リスク1: ⑥	問題は認められない	
		64. 過去3年以内に発生した全ての重大事故の内容、原因、影響、重大事故発生時の対応などについて具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P20	Ⅲ 7. リスク1: ⑨	該当なし	

審査の観点	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所	点検結果	所見	
⑧ 特定個人情報の保管・消去について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。		65. 重大事故を受けて策定・実施した再発防止策の内容について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P20	Ⅲ 7. リスク1: ⑨	該当なし	<p>特定個人情報の保管・消去について、漏えい・滅失・毀損を防ぐための措置として、都道府県サーバの集約センターにおいては監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退室者を特定し管理する、サーバ設置場所・記録媒体の保管場所を施錠管理する、山梨県においては代表端末及び記録媒体を入退室記録をとって管理している部屋に保管し、業務端末を設置した執務室は職員が退庁時に施錠するなどの物理的な対策を具体的に記載している。</p> <p>また、ウイルス対策ソフトの定期的パターン更新、庁内ネットワークや都道府県サーバの集約センターにおいてのファイアウォール等を導入しログの解析を行うなど、特定個人情報保護評価の目的に照らし、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載している。</p>
		66. 死者の個人番号を保管している場合は保管方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P20	Ⅲ 7. リスク1: ⑩	問題は認められない	
		67. 特定個人情報を最新の状態で保管するために行っている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P21	Ⅲ 7. リスク2:	問題は認められない	
		68. 保管期間を経過した特定個人情報を適切な時に安全かつ確実に消去できる手続・体制・手法になっているか等について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P21	Ⅲ 7. リスク3:	問題は認められない	
		69. 特定個人情報の保管・消去において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか	P21	Ⅲ 7. その他のリスク	該当なし	
⑩ その他、評価実施機関に特有な問題や懸念に対し、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。				問題は認められない	<p>都道府県知事保存本人確認情報は氏名・住所・生年月日・性別・個人番号・住民票コード及びこれらの変更情報に限定されていること、住民基本台帳ネットワークシステムは専用回線を使用し、地方公共団体情報システム機構が管理するファイアウォールにより厳重な通信制御を行う等厳格な不正アクセス対策を講じていることなど、リスクを軽減する為の措置を具体的に記載している。</p>	

掲載部分		質問・意見等
ページ	該当項番	
【記載例】 P.20	Ⅱ 5. ②	
12	Ⅱ.6.①	質問：生体認証は種類によっては、容易に突破される。どのような種類を用いているのか？また、複数の生体認証を組み合わせているのかどうか？
14	Ⅲ.2. リスク4	質問：「専用のアプリケーション」を用いるとあるが、そこへの入力直前までに、申請書類など、一時的にでも紙などに情報が記される可能性が高いが、その媒体の取り扱い方法や、取り扱い許可者の管理はどうなっているのか？
15	Ⅲ.3. リスク4	質問：「バックアップ以外にファイルを作製しないよう」とあるが、また、保守作業における操作履歴を残すことにしているのか？
15	Ⅲ.3. その他のリスク～	質問：スクリーンセーバー項目における「長時間」とは具体的にどれほどか？また、それはきちんと客観的な根拠のある数値設定になっているのか？
15	Ⅲ.3. その他のリスク～	質問：「ハードコピーの取得」とあるが、ハードコピーが可能なシステムであるということか？ハードコピーの流出は大きな懸念事項であるが、操作ログにきちんと残るのか？デジタルカメラで画面を撮ることもハードコピーであるが、その様な行為に対する規律はあるのか？
15	Ⅲ.3. その他のリスク～	質問：「保存することを禁ずる」とあるが、そもそも保存が可能なシステムなのか？ペネツセにおける漏えい事件の根本原因であったが、「教育」以外できちんと技術的な(運用を人間に頼らない)対策がとられているのか？
17	Ⅲ.4	質問：「委託先従業員に対する監督・教育」とあるが、これは然るべき水準を満たす知識・技術・倫理観をもつということ、明確に規定しているのか？
17	Ⅲ.4	意見：「委託先従業員に対する監督・教育」とあるが、「一言訓示を聞いただけ」でも教育を受けたことのできる。情報取り扱い者の国家基準である「ITパスポート試験」の合格者など、客観的な基準を定めないと安心できない。
20	Ⅲ.7. リスク1.④	意見：年金機構の問題で、この点の不十分さが明らかになっている。この項目は「特に力を入れて」という水準でなければ危機意識を持っているとは言えないのではないか。
22	Ⅳ.2	質問：「ネットワークの利用について」は「必要な知識の習得」とあるのに対し、「セキュリティ」に関しては「意識の向上」としか記述されていない。意識は「自覚をもつ」、「気を付ける」といった精神的な話である。セキュリティ対策において、知識も無く意識だけ向上しても様々な問題の発生を防止することはできない。知識に関する教育はどうなっているのか？